

学校いじめ防止基本方針

米沢市立第七中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめ防止に向けた取り組み

- ア 学校教育目標に「人のなかで、人としての土台をつくる」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者、PTA 並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対して支援する。
- エ 教師が生徒に向き合える環境を作り、信頼で結ばれた人間関係を築く。
- オ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会、第三者からの講話等を実施する。

② 「いじめ防止対策委員会」の定期開催（6月・11月）

いじめの防止等を実効的に進めるため、生徒指導主事を中心として協議する。

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主事、該当学年主任、当該担任

＜活動＞

- ア 効果的ないじめの未然防止策の検討、及びピアサポート環境の実現。
- イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ウ いじめ事案への適切な対応検討と経過確認。
- エ 職員の資質向上に向けた研修計画策定。

＜開催＞

いじめ事案発生時は構成員を拡大した上で緊急開催する。

③ 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒への対応

インターネットを通じて行われるいじめや、発達障がいや性同一障がい等の障がいを持つ生徒、外国人、被災生徒への差別的態度などを無くし、すべての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう「心と命の学習（5月、10月）」を行う。

④ 学校評価における留意事項

いじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見に関する取り組み」に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

(2) いじめ防止、及び発生時の対応

① 未然防止、及び早期発見に向けて

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (ア) 生活アンケート | 年4回 |
| (イ) 生徒、保護者対象いじめアンケート | 年2回（6月、10月） |
| (ウ) アセス | 年2回（7月、12月） |
| (エ) 教育相談 | 年3回（5月、6月、10～11月） |

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) スクールカウンセラーの活用
- (イ) いじめ相談窓口の設置（教育相談担当）

ウ いじめ防止等対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、生徒指導主事を中心としたチームを編成して解決にあたる。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 生徒には担任が、保護者には学年主任が中心となって対応する。また、面談を持つ場合は、生徒指導主事を加えて3名以上で対応する。

エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられることを最優先し、必要な場合は、保護者と連携を図りながら、別室学習や出席停止等の措置を講ずる。

オ いじめの解決に向けた対応や情報が保護者と共有できるよう、連絡を密にしていく。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び米沢警察署等と連携して対処する。また、速やかな解決が難しい場合は、管理職、学校医、PTA 会長、スクールカウンセラー、SSW 等を交え、いじめ対策委員会を拡大した組織で対応する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。